

# 岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠ

## 良好な景観形成に係る誘導基準

平成 29 年 6 月発行  
岸和田市まちづくり推進部都市計画課

## はじめに

岸和田市は、快適環境都市を目指して、景観整備の方針・まちづくりの方針を一定の方向へ導いていくための指針として、平成3年に「岸和田市都市景観形成基本計画」を策定し、平成6年には、岸和田らしい都市景観を保全し、創出し、未来へ継承することのできる快適な環境と、住みよい文化的で潤いのある美しいまちの実現を目指す「岸和田市都市景観条例」を制定しました。その後、都市景観に大きな影響がある大規模建築物等の都市景観形成に係る誘導基準や岸和田市色彩誘導マニュアル等を策定し、大規模建築物等の建設及び開発行為等に対する指導・助言を行なってきました。また、景観まちづくりに取り組む市民団体等の活動支援や岸和田市都市景観賞等も実施してきました。

全国各地の500弱の地方自治体においても、自主条例として景観条例を制定するなど、積極的な景観の整備・保全の取組みが進められましたが、景観を整備・保全するための国民共通の基本理念が未確立、自主条例に基づく行為の届出勧告等のソフトな手法の限界および国からの税・財政上の支援が不十分という地方自治体による自主的な取組みの限界が見られるようになりました。このことから、平成16年に、景観の意義やその整備・保全の必要性とともに、景観法に規定する様々な事務を行なう地方自治体に権限を付与すること等が位置付けされた「景観法」が制定されました。

岸和田市が法制定以前から進めてきた景観形成の取組みを継承しつつ、景観にまちづくりに対する新しい時代のニーズに応えるため、景観法に規定による大阪府の同意を得て、平成20年5月1日に景観行政団体となり、同年11月に「岸和田市都市景観形成基本計画」を再編した「岸和田市景観形成基本方針」を策定しました。また、景観法施行に必要な事項や良好な景観形成に関する基本的な事項を定めるため、岸和田市都市景観条例を全部改正し、平成22年6月28日に岸和田市景観条例を公布、景観法に基づく「岸和田市景観計画」を同年7月1日付けで策定しました。岸和田市景観計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成の方針や、建物・工作物の色やデザインなどの守るべき景観形成基準を定めました。

そして、同年10月1日、岸和田市景観条例と岸和田市景観計画の施行に併せて、景観形成の理解や手がかりになるものとして「岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインⅠ」を再編しました。

現在、本ガイドラインが景観法に基づく届出にて活用される一方で、「岸和田市都市景観賞」や「ここに残る景観資源発掘プロジェクト」等の表彰・啓発事業や市街地整備が進行する地区で「まちづくりハンドブック」が発行される等、景観特性に応じたきめ細やかな取組みも充実してきました。

市民・事業者・行政がお互い協力し合い、地域特性に応じ周囲と調和した良好な景観形成を進展させるためには、きめ細やかな景観まちづくり情報を盛込むことが有効と考えられるため、ガイドラインを更新することにしました。

今後も、優れた景観をつくり、まもり、はぐくみ、次代に継承していくために、本ガイドラインが活用されることを期待します。

平成29年6月

## 目次

第1章	本ガイドラインのねらいと構成	1
	1. ねらい	
	2. 構成	
第2章	景観特性	2
	1. 景観から見た岸和田らしさ	
	2. 景観特性	
第3章	基本方針の概要	13
	1. 景観形成の基本的姿勢	
	2. 景観計画区域全域における基本方針	
	3. 基本景観区別の基本方針	
	4. 基本景観軸別の基本方針	
	5. 景観配慮地区の景観形成の方針	
第4章	大規模建築物等の誘導基準	41
	1. 誘導基準等	
	2. 誘導基準等を実現するための指針	
	3. 色彩誘導基準	

---

資料		別冊
	1. これまでに策定した図書	
	①市域全域	
	②各エリア	
	2. 表彰および啓発事業	
	①都市景観賞	
	②ここに残る景観資源発掘プロジェクト	
	③手づくり郷土賞	
	3. 市民意識調査結果	
	4. 自己診断カルテ	
	5. 用語集	